川崎市上下水道局普通財産貸付事務取扱要綱

(平成13年3月30日12川水総管第360号)

(趣旨)

第1条 川崎市上下水道局財務規程(昭和39年水道局規程第8号)第134条 に規定する固定資産のうち普通財産に分類されるもの(以下「普通財産」という。)を貸し付ける場合の取扱いに関しては、法令その他に別段の定めがあるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(貸付期間)

- 第2条 普通財産の貸付けは、次に掲げる期間を超えることができない。
 - (1) 建物所有の目的で土地及びその土地の定着物(建物を除く。)を貸し付けるとき。 30年
- (2) 前号以外の目的で土地又は土地の定着物(建物を除く。)を貸し付ける とき。 20年
- (3) 一時使用のため建物を貸し付けるとき。 1年
- (4) 前号を除くほか建物を貸し付けるとき。 10年
- (5) 土地及び土地の定着物以外のものを貸し付けるとき。 10年
- 2 前項第1号の規定にかかわらず、借地借家法(平成3年法律第90号)第 22条又は第23条第1項の規定により貸し付けるときは、上下水道事業管 理者(第4条第1号を除き、以下「管理者」という。)が認める期間とする
- 3 第1項の貸付期間は、これを更新することができる。この場合において、 更新のときから同項の期間を超えることができない。

(用途指定の貸付け)

第3条 一定の用途に供される目的をもって普通財産を貸し付ける場合は、借 受人に対して、用途並びにその用途に供しなければならない期日及び期間を 指定しなければならない。

(借受人の順守事項)

- 第4条 管理者は、普通財産の借受人に次に掲げる事項を順守させるものとする。ただし、第7号を除き、管理者が承認したときはこの限りではない。
 - (1) 善良な管理者の注意をもって維持保存をすること。
 - (2) 貸し付けた目的以外の用途に供しないこと。
 - (3) 他の者に転貸し、又は借受けの権利を譲渡しないこと。
 - (4) 現状を変更し、又はこれに工作を加えないこと。
 - (5)貸付期間が満了した場合又は契約を解除された場合は、借受人の負担 でこれを原状に回復して、貸付期間の満了の日又は管理者が指定する期 日までに返還すること。
 - (6) 管理者が貸付期間中に使用状況について随時に実地調査し、又は所要 の報告を求めたときは、その調査を拒み、妨げ、又は報告を怠ってはな らないこと。
 - (7) その他管理者が指示する事項

(その他の必要事項)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、管理者が別に 定める。

附則

この要領は、平成13年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。